

# 「八街市交通安全計画」(案) 概要について

## 計画の位置づけ

- ・八街市交通安全計画は、交通安全対策基本法(昭和45年法律第110号)を根拠とし、県が策定する第11次交通安全計画に基づいて策定する計画です。
- ・この計画は、交通安全意識の高揚及び交通安全の確保に必要な啓発活動、道路交通環境の整備等、市の交通安全対策の総合的な大綱となるもので、八街市交通安全対策会議で作成されます。

## 計画の基本理念

- ・人命尊重の理念のもとに、総合的かつ長期的な交通安全施策を実施し、交通事故のない、安全で安心して暮らせる八街市の実現を目指します。

## 計画期間

- ・令和3年度から令和7年度までの5年間

## 道路交通安全の目標

- ・交通事故による死傷者をゼロにすることが、究極の目標ですが、一朝一夕にこの目標を達成することは困難なことから、年間の目標を次のとおりとします。
- |               |        |
|---------------|--------|
| ○交通事故発生件数(年間) | 150件以下 |
| ○交通事故死亡者数(年間) | 0人     |

## □計画の重点事項

- ◎重点事項1 子供の交通安全対策の強化
  - 通学路等の安全確保の取り組み
  - 交通事故に遭わないための取り組み
- ◎重点事項2 飲酒運転対策の強化
  - 飲酒運転等をしない・させない取り組み
- ◎重点事項3 高齢者の交通安全対策の強化
  - 交通事故に遭わないための取り組み
  - 交通事故を起こさせないための取り組み

## □講じようとする交通安全対策

次の6つの柱に基づく対策を推進する。

- ① 市民一人ひとりの交通安全意識の高揚
- ② 道路交通環境の整備
- ③ 道路交通秩序の維持
- ④ 救助・救急体制の充実
- ⑤ 被害者支援の推進
- ⑥ 道路交通事故の調査・分析の充実

## □交通安全の施策 (6つの柱に基づき実施する主な事業)

### 1 市民一人ひとりの交通安全意識の高揚

- ・飲酒運転絶対にしない,させない,ゆるさない環境づくり
- ・幼児・小学生・中学生に対する交通安全教育の推進
- ・交通安全に関する情報提供・広報の推進
- ・関係機関・団体等における活動の推進
- ・交通安全団体への支援
- ・交通安全運動の推進
- ・シートベルト・チャイルドシート着用の徹底
- ・視認性の高い服装の着用及び反射材等の普及促進
- ・ゼブラストップ活動・3(サン)ライト運動の推進
- ・高齢者の自主的な交通安全活動の支援
- ・高齢者に対する交通安全教育
- ・運転免許自主返納等に関する高齢者への周知
- ・安全運転サポート車の普及促進
- ・自転車の安全利用キャンペーンの実施
- ・自転車の交通安全教室の開催
- ・自転車保険への加入促進

### 2 道路交通環境の整備

- ・通学路等における交通安全の確保
- ・生活道路における交通安全対策の推進
- ・高齢者、障がい者等の通行の安全に資する歩行空間等の整備
- ・交通安全施設等の推進
- ・交差点・カーブ対策の推進
- ・夜間事故防止対策の推進
- ・効果的な交通規制の推進
- ・安全で快適な自転車利用環境の整備
- ・災害に備えた道路交通環境の整備

### 3 道路交通秩序の維持

- ・交通取締りの要請

### 4 救助・救急体制の充実

- ・応急手当の普及啓発の推進

### 5 被害者支援の推進

- ・交通事故被害者等の心情に配慮した対策の推進
- ・交通災害共済制度の加入促進

### 6 道路交通事故の調査・分析の充実

- ・交通事故多発箇所共同現地診断
- ・死亡事故等重大事故発生に伴う緊急現地診断

※この計画の構成は、基本的に第11次千葉県交通安全計画に沿って作成しています。また、第11次千葉県交通安全計画に定められた施策の柱に基づき作成しています。